



成年後見制度ってなに？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 嶋本 翼
(函館弁護士会所属)



■ 私たちは日常生活を営む上で、常に、契約などの法律上の行為に関わっています。例えば、アパートを借りることは賃貸借契約ですし、スーパーでの買い物は売買契約です。また、預貯金を払い戻したり預け入れすることも法律上の行為になります。そして、このような法律上の行為をするためには、その内容をきちんと理解し、判断する能力（これを「判断能力」といいます）が必要になります。

■ しかし、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力を十分に活用できない方は、正しい判断ができず必要な契約を結べなかったり、逆に不当な契約をさせられ被害を受けたりするおそれがあります。

■ 「成年後見制度」とは、このように、認知症などにより判断能力が低下した際、その判断能力を補ってくれる援助者をつけ、本人の財産や利益を守ったり、本人の意思を尊重してその人らしい生活ができるよう援助したりする仕組みです。そして、「成年後見制度」には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」という2つの制度があります。

■ このうち、「任意後見制度」とは、まだ判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どんなことを頼むか」をあらかじめ決めておく制度をいいます。一方、「法定後見制度」とは、すでに判断能力が低下してしまった場合に、家庭裁判所に援助してくれる人を選任してもらう制度のことをいいます。

■ 自分自身やご家族の方などが、判断能力を十分に活用できない状況になった場合でも、社会の中で、その人らしく生活していくために、「成年後見制度」の活用を検討してみたいかがでしょうか。

■ さて、当事務所では、皆様からのご相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-3383-5563）」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

八雲・長万部地区でも発生中！ 押し買い？“悪徳商法”

八雲・長万部地区で「いらない農機具を買い取らせてほしい」といって家に上がりこみ、器具を受取って代金を支払わないという「押し買い」や自宅に訪問し、言葉巧みに「高額な時計を買われた」という訪問販売の被害が発生しています。

そのほか、家が欠陥住宅だと嘘をついて法外なりフォーム代金を請求するなど、悪質商法の魔の手が皆さんのすぐそばに忍び寄ってます！

訪問販売などがしつこくて困ってしまったときは、すぐに110番通報をしてください！

あやしい…。と思ったら、迷わず110番通報を！！



実践型でわかりやすい！ 無料で最新の防犯情報が聞ける！ 防犯教室開催のお知らせ

身近で発生する犯罪（ピッキング・サムターン返しなどを利用した空き巣や車上ねらい、オレオレ詐欺など特殊詐欺）から自分の安全を守るために、防犯のプロによる最新の防犯情報やガラス破壊実験などを行いながら、防犯について学ぶ講習会です。無料ですのでぜひご参加ください。

【日時】6月28日(水) 午後2時～3時30分

【場所】シルバープラザふれあいホール

【参加費】無料 どなたでもご参加できます。

【申し込み先】

函館方面八雲警察署
☎0137-64-2110



【問い合わせ・申し込み先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110